

令和7年12月（第9回）教育研究評議会議事要旨

日 時 令和7年12月10日（水） 13：31～14：44
場 所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）
出席者 42／50
欠席者 前田理事、綾野副理事、横井副学長、岡田副学長、鶴田副学長・岡山大学図書館長、成瀬大学院医歯薬学総合研究科長、和田医学部長、森本学術研究院保健学域教授

○ 前回議事要旨の確認

令和7年11月開催（第8回）の議事要旨について、原案のとおり承認された。

○ 議 事

1 審議事項

（1）常勤理事の選出方法の改善（案）について

学長から、資料1に基づき、学長による常勤理事の任命について、現在は特段に任命手続きは定められておらず、概ね教員の中から任命されること、また、極めて多忙かつ重責のある常勤理事への就任後も教育研究等の業務を兼業することは、必ずしも適切と言えない状況であること、更には、国立大学法人として単なる大学の運営ではなく、財政面を含めた戦略的な経営が極めて重要となることから、今後、本学が「研究大学」としての大学経営をそのプロフェッショナルに担わせる組織へと進化（深化）することを目的とした常勤理事の選出方法へと改めることの方針が示された。

また、併せて、教員のみならず、職員やUA職からも常勤理事候補者を育成する体制構築を進めていくことの方針が示された。

続いて、三村理事から、資料1に基づき、常勤理事選出方法の改善（案）及び常勤理事候補者の育成（案）について、説明があった。

＜常勤理事候補者の選出プロセス（案）＞

- ・ 学長が常勤理事候補者を指名し、氏名等と指名理由を公表する。
- ・ 候補者は、公開の場において、所信表明とその質疑応答等を行う。
- ・ その状況を踏まえ、学長は、候補者の中から理事を任命する。

＜令和8年度以降の常勤理事の就任（案）＞

- ・ 教員が理事に就任する場合は、教員を退職するものとする。（現行と同じ。）
- ・ 教育・研究等の業務に係る兼業を不可とする。ただし、医療担当理事を除く。また、現在の常勤理事については、現任期中において適用を除外する。
- ・ 理事の任期終了後において定年退職する年齢前である場合は、高度専門職により復職する。医療担当理事においても同じ。
- ・ 復職後に教育・研究等の業務を兼業する場合は、特定教員の称号を付与。ただし、エフォートの重点は、あくまでも高度専門職とする。

<常勤理事候補者の育成（案）>

- ・ 第5期中期目標・中期計画期間が開始する令和10年度以降、教職員（UA職兼務する者を含む。）から選出したプロフェッショナルをもって常勤理事候補者とする体制を構築。UA制度を整備し、常勤理事候補者の育成コースを整える。
- ・ 教員に対し、副理事又は副学長を任命する場合は、教育研究等の業務を並行して行うことができるものとする。
- ・ 文部科学省等の外部人材を常勤理事とする場合の選出方法は、令和8年4月採用人事から適用すべく、今後速やかに検討する。
- ・ 早期に制度設計が完了した場合は、前倒しして実施。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、12月開催の役員会において審議することとした。

(2) ハラスメント防止対策2025（案）について

学長から、10月開催の部局連絡会において提示した本件（当初案）に対する意見等を踏まえ、資料2に取りまとめた旨の発言があった。残念ながら本学におけるハラスメント相談件数は増加・高止まりの状況で、執行部及び部局長等の指導的立場にある者は毅然とした態度を示し、組織風土を変えていく必要性があることから、ハラスメント防止対策2025及びハラスメント根絶宣言を制定するとともに、懲戒処分の被処分者に対するフォローアップや、予防措置及び初動対応に係る組織的な対応強化を図っていく旨の説明があった。

次に、佐藤（吾）副理事から、本件提案の趣旨としては、懲戒処分案件が増加傾向で、なおかつ、もしかすると未然に防げたかもしれない、いわば軽度ともいえる案件から重大案件にまで多様化する傾向にあることから、これらの対応に係る効率化を図る組織的な対応として、特に予防措置及び初動対応に係る部分について、各部局において役割分担いただくとともに、より心理的安全性の高い組織を目指していくものであるとの説明があった。

学長の指名により、石田コンプライアンス推進室長から、10月開催の部局連絡会以降に受けた意見・質問を踏まえた変更点等について、説明があった。

<変更点の概略>

- ・ ハラスメント防止対策2025（案）において、懲戒処分被処分者に対する「フォローアップ（教育的指導の強化）」を項立ての上、追記すること。
- ・ 実施責任者が行う予防措置等について、内部質保証規則に基づく自己点検・評価を実施すること。
- ・ 被処分者に対する再発防止を図るために継続的指導（フォローアップ）を業務命令と位置付けることを目的に、職員就業規則を一部改正の上、同規則に規定すること。
- ・ その他文言整理及び字句修正等。

続いて、三村理事から、令和8年度に実施する令和7年度自己点検・評価から、部

局が実施する予防措置等に係る項目を追加する旨の説明があった。

以上を踏まえた種々の意見交換と審議の結果、原案のとおり承認された。

(3) 諸規則の改正について

三村理事から、資料3に基づき、審議事項（2）に係る審議結果を踏まえた職員就業規則の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 「研究教授」の称号を付与した1名の教員について

佐藤（法）副理事から、資料4に基づき、認定要件に該当しているものと認めた1名の者に「研究教授」の称号を付与した旨の報告があった。

以 上